臺灣日日新報　第一萬五千六百八十四號　大正（一）

（第二類）（無許可一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年十月三十日（土曜日）

臺灣新報

本日夕刊紙六頁

南の決戰益々熾烈

海鷲晝夜なく攻撃

廿三日以後 甚大戰果收む

【東京發】廿九日〇〇發同盟=廿九日午後六時ラジオ・トウキョウ放送=廿三日以後南方の航空戰は益々熾烈化し、敵は我が陸海軍航空部隊の攻撃に對抗するため、ニューギニア方面に於ける基地の擴張に努力を傾倒してゐるが、これに對し我が航空部隊は敵航空基地に對し晝夜なく攻撃を加へ、その二發を撃墜、他に大損害を與へた、わが方被害少し

四、同日朝わが海鷲はクレチン岬南端沖合ゐを輸送船團に對し攻撃を加へ、その二發を撃墜し、これを攻撃した二〇發を擊墜し、同攻撃機は敵戰闘機の攻撃を避けつつ、二發を撃墜した、わが方被害なし

三、同日昨朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

二、廿七日朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

一、廿七日朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

【東京發】廿九日〇〇發同盟=廿九日午後六時ラジオ・トウキョウ放送=廿三日以後南方の航空戰は益々熾烈化し、敵は我が陸海軍航空部隊の攻撃に對抗するため、ニューギニア方面に於ける基地の擴張に努力を傾倒してゐるが、これに對し我が航空部隊は敵航空基地に對し晝夜なく攻撃を加へ、その二發を撃墜、他に大損害を與へた、わが方被害少し

四、同日朝わが海鷲はクレチン岬南端沖合ゐを輸送船團に對し攻撃を加へ、その二發を撃墜し、これを攻撃した二〇發を擊墜し、同攻撃機は敵戰闘機の攻撃を避けつつ、二發を撃墜した、わが方被害なし

三、同日昨朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

二、廿七日朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

一、廿七日朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

甚大戰果收む

【東京發】廿九日〇〇發同盟=廿九日午後六時ラジオ・トウキョウ放送=廿三日以後南方の航空戰は益々熾烈化し、敵は我が陸海軍航空部隊の攻撃に對抗するため、ニューギニア方面に於ける基地の擴張に努力を傾倒してゐるが、これに對し我が航空部隊は敵航空基地に對し晝夜なく攻撃を加へ、その二發を撃墜、他に大損害を與へた、わが方被害少し

四、同日朝わが海鷲はクレチン岬南端沖合ゐを輸送船團に對し攻撃を加へ、その二發を撃墜し、これを攻撃した二〇發を擊墜し、同攻撃機は敵戰闘機の攻撃を避けつつ、二發を撃墜した、わが方被害なし

三、同日昨朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

二、廿七日朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

一、廿七日朝ニューギニア方面ブナ岬方面に於て敵有力部隊に對し我が陸軍部隊は敵陣地を攻撃し多大の戰果を收めつつあり、わが方被害少し

六百八十五名を減員

閣議決定 督府中央廳で二割

部下奮闘のおかげ

拜謁の榮•五將校謹話

政府買上米價

十一月一日より實施 小賣價格も値上げ

陸大校長に飯村中將

久留米第一聯隊長 樋口敬七郎少將 に

麥も大幅の値上

來年出廻期から實施

國府財政着々強化

石渡顧問は語る

滿洲國食糧增產へ

我が資材供給、技術指導強化

ベンゴール州

餓死者八千名

印度假政府を

比國で承認

重光外相獨逸

大使と會見

獨軍戰況公表

國民社

臺灣總督府官報

社說

直接稅中心の増稅に就て

國費と錢も、財政の基本原則を全く缺如するやうなことがあつてはならない。即ち、現下の緊急に於て財政上の收入は、最も大國民との二本柱によつて時は此れで賄るが、その兩者が有機的にも關聯して即時、國防費にも國民生活にも、最も適切なる增稅を行ふ三十八億とされるが、かうした際に增稅が考慮される。

我に、最初の收入項目に對する割合の占める割合は、英國の四一%、米國の五五%等であるが、我國は實に二十%に過ぎず、又、國民所得に對する稅率に於ても、英國二二%、米國二九%に對して我國は一七%に過ぎない狀態にあつて、尙十分收入の增加の餘地があると見るべく、從つて現年度の增稅は必然であり、時期的にはその方針である。殊に、豫算編成上大體豫算の總額中心の增稅を行ふ場合は、直接稅を先にし間接稅を後にしなければならない。それは間接稅が公平であるかの如く考へるが、國民の負擔力に對しては必ずしも公平で無いからである。

尙へて、國費の傾上げその他物資の消費稅增稅等の國會については、收入のあいものと、あいものとの間に、不要の物資消費に大して相當のあるもので無く、收入の多いものを增加する方針を採ることが、時局下もむを得ず增稅する場合は、直接稅を先にし間接稅を後にしなければならない。それは間接稅が公平であるかの如く考へるが、國民の負擔力に對しては必ずしも公平で無いからである。

尙へて、國費の傾上げその他物資の消費稅增稅等の國會については、收入のあいものと、あいものとの間に、不要の物資消費に大して相當のあるもので無く、收入の多いものを增加する方針を採ることが、時局下もむを得ず增稅する場合は、直接稅を先にし間接稅を後にしなければならない。それは間接稅が公平であるかの如く考へるが、國民の負擔力に對しては必ずしも公平で無いからである。

◇

申すも愚く增稅な、直接、間接稅をとして施行せしめることを以て、理想とするが、增稅もむを得ず增稅する場合は、直接稅を先にし間接稅を後にしなければならない。それは間接稅が公平であるかの如く考へるが、國民の負擔力に對しては必ずしも公平で無いからである。

◇

斯くして、近民國大なるの增稅力に關した增稅が行はれる時、從來多くされた中產階級が最も苦しめられる。即ち、中產階級が最も苦しめられる。即ち、中產階級が最も苦しめられるものにあらず、所得區に關係なく、一律に負擔を强ひられるものである。

◇

併しながら、非常時も亦その增稅の上に相當の工夫を要する。それには中產階級以上のものの所得の大なるものが必ずしも相當、當然負擔されるものにあらず、所得區に關係なく、一律に負擔を强ひられるものである。

◇

斯くして、近民國大なるの增稅力に關した增稅が行はれる時、從來多くされた中產階級が最も苦しめられる。即ち、中產階級が最も苦しめられるものにあらず、所得區に關係なく、一律に負擔を强ひられるものである。

◇

併しながら、非常時も亦その增稅の上に相當の工夫を要する。それには中產階級以上のものの所得の大なるものが必ずしも相當、當然負擔されるものにあらず、所得區に關係なく、一律に負擔を强ひられるものである。

けふ教育功勞者表彰

文化の向上に功績大
榮譽に輝く三十氏の經歴

ひ三十日は明治神宮で教育功勞者表彰式が擧行されるが、當日表彰される三十氏の經歴は次の通りである。

○…この表彰に依て多くの教育者は益々奮勵努力することゝなつたが、今回表彰を受けるものゝ中には、今回の表彰を以て最後の表彰となるものもあるであらう。大正元年以來の表彰者は實に千五百餘名の多數に上つてゐるが、その中には既に物故したものも少くない。

○…この表彰に依て多くの教育者は益々奮勵努力することゝなつたが、今回表彰を受けるものゝ中には、今回の表彰を以て最後の表彰となるものもあるであらう。大正元年以來の表彰者は實に千五百餘名の多數に上つてゐるが、その中には既に物故したものも少くない。

大正八年同志會に參加以來引續きその幹事として活躍し、大正十二年加藤内閣の逓信參與官となり、次で同十四年第二次加藤内閣の逓信政務次官となり、昭和二年第一次若槻内閣の逓信大臣として、普通選擧法實施に伴ふ選擧法改正、逓信事業の擴張、簡易保險の實施等に盡瘁し、同四年浜口内閣の内務大臣として、治安維持法の改正、社會政策の確立、地方改良の實施等に盡瘁し、同六年第二次若槻内閣の内務大臣として、帝都復興事業の完成に盡瘁し、同七年犬養内閣の内務大臣として、選擧粛正の斷行、地方改良の實施等に盡瘁し、同九年斎藤内閣の内務大臣として、時局匡救事業の實施に盡瘁し、同十一年岡田内閣の内務大臣として、農山漁村經濟更生運動の實施に盡瘁し、同十二年廣田内閣の内務大臣として、地方改良の實施に盡瘁し、同十三年平沼内閣の内務大臣として、國民精神總動員の實施に盡瘁し、同十四年阿部内閣の内務大臣として、國民徴用令の實施に盡瘁し、同十五年小磯内閣の内務大臣として、大東亞戰爭の完遂に盡瘁し、同十六年東條内閣の内務大臣として、翼賛選擧の實施に盡瘁し、同十七年翼賛政治會の總裁として、翼賛政治の確立に盡瘁し、同十八年小磯内閣の内務大臣として、大東亞戰爭の完遂に盡瘁し、同十九年小磯内閣の内務大臣として、大東亞戰爭の完遂に盡瘁し、同二十年鈴木内閣の内務大臣として、大東亞戰爭の完遂に盡瘁し、同二十一年幣原内閣の内務大臣として、新憲法の實施に盡瘁し、同二十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十三年芦田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同五十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同六十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同七十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同八十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同九十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百二十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百三十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百四十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百五十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百六十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百七十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百八十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同百九十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百二十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百三十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百四十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百五十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百六十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百七十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百八十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同二百九十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百二十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百三十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百四十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百五十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百六十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百七十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百八十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同三百九十九年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百一年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百二年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百三年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百四年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百五年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百六年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百七年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百八年吉田内閣の内務大臣として、地方自治の實施に盡瘁し、同四百九年吉田内閣の内務

昭和十八年十月三十日（土曜日） 臺灣日日新報 第一万五千六百八十四號 （三）

さあ戰は愈よこれからだ
正に必勝の確信
臨時議會を終へて 喜びを語る 小山代議士

【臺南支局發】臨時議會を終へて小山代議士は二十九日夜歸臺したが、この際に於ける代議士の感想を聽くに、

今回の臨時議會は、大東亞戰爭の第二年を迎へるに當り、國家總力戰體制の强化、飛躍的擴充を圖るべく、政府から提出された重要法案を審議するために開かれたのであるが、その法案の内容は、いづれも大東亞戰爭の現段階に於ける國家總力戰體制の强化、飛躍的擴充を圖るべく、政府から提出された重要法案を審議するために開かれたのであるが、その法案の内容は、いづれも大東亞戰爭の現段階に於ける國家總力戰體制の强化、飛躍的擴充を圖るべく、政府から提出されたものであるから、これを審議するに當つては、國民の一人一人が、この戰爭の現段階に於ける意義を十分に理解し、國家總力戰體制の强化、飛躍的擴充の必要を痛感して、これに協力することによつて、はじめて、この戰爭に必勝の確信を持つことが出來るのであるから

今こそ征かん祖國の急
奮起す五人の子女

屏東黃福連氏一門の誇り

【屏東】一門揃って志願兵を出すこと三名、しかも三男三女の子宝ぞろいから其の三人の男子一門の誇り

○…屏東において最も著名な家庭にして、その家の子宝ぞろいである事は既報の如くであるが、昨今の如く皇國の父母として子宝の多きを喜ぶ時代は元寇よりよくの如く誇る四人の皆揃を陸軍当局より表彰することが出来ずして國民として此の上なき名誉と子供達に語り聞かしてゐます、私も幸と共に一生懸命の働きを出来の子供達に感謝のうれいのない様に立派に育てる事を誓って國家の為に尽す決意です

必勝へ貯蓄
蘇澳郡職員の垂範

蘇澳郡では、管下一般官民に対し、増田郡守以下郡職員の率先垂範により、昭和十八年度に於ける貯蓄目標額を、郡職員の分は一人平均一ヶ月俸給の一割五分、一般官民の分は一人平均一ヶ月俸給の一割と定めて、郡内各官公署、各学校、各会社、各銀行、各組合、各部落等を通じ、一斉に貯蓄運動を展開することになつた

宜蘭
市制三周年祝賀
藝能奉公團慰問演藝會

【宜蘭】宜蘭市制施行三周年を祝賀する宜蘭藝能奉公團慰問演藝會は、十月廿日午後六時から宜蘭公會堂に於て開催、盛況裡に終了したが、當日の演藝會は、宜蘭藝能奉公團の第一回慰問演藝會として、二十八日から廿九日迄の二日間、羅東、蘇澳、頭城、礁溪、宜蘭の順序で慰問演藝を行ふ筈である

勉學は戰捷の後だ
眦を決して立つ
臺南學徒壯行奉告祭

【臺南廿四日發】臺南州下學徒の出陣を控へる臺南神社に於ける學徒壯行奉告祭は、廿四日午後一時から臺南神社に於て擧行、臺南州下各學校の學徒代表、在鄉軍人會代表、一般官民多數參列の下に嚴肅裡に擧行された、即ち一時參列者一同神前に玉串を捧げ、次で宮司の祝詞奏上があり、引續き學徒代表として臺南高等農林學校生徒○○○○君が「我等學徒は今や決戰下に於ける學徒の重大なる使命を自覺し、勉學は戰捷の後だとの考へを捨て、眦を決して立つ」との誓詞を奉讀、次で一般參列者の玉串奉奠があり、午後二時半頃滞りなく終了した

彩管報國に邁進せん
本島より四名入選

【臺北廿四日發】臺灣總督府情報課主催の第一回臺灣總督賞國民總力決戰美術展覽會は、廿四日から廿七日迄の四日間臺北市公會堂に於て開催されるが、本島より四名の入選者を出した、即ち洋畫部門では、臺北市○○○○君の「○○○」、臺北市○○○○君の「○○○」、臺北市○○○○君の「○○○」

夕刊 臺灣日日新報 昭和十八年十月三十日（土曜日） 第一万五千六百八十四號 （一）

大東亞建設の血盟確固不動

兩國友好永遠の親善
日華同盟條約調印式
國民政府大禮堂に執行はる

【南京三十日發同盟】日華兩國の緊密關係に竿頭一歩を進め大東亞建設の血盟を確固不動のものたらしめんとする劃期的な日華同盟條約の調印式は十月三十日國民政府大禮堂において嚴肅に執り行はれた、この日汪行政院長及び隨員は午前九時五十分車を連ねて國民政府大禮堂に到着、これと前後して谷大使は落合、前田陸海軍附武官、太田、岸兩參事官以下隨員を隨へ同じく到着して谷大使に迎へられ汪行政院長はそれ〳〵毛筆に深い感銘が永遠の親善友好關係を維持し且つ大東亞建設に互助協力すべき日華同盟條約の調印式は同十時二十分滯りなく終了した

【南京三十日發同盟】日華兩國の全權委員が相會して調印の式を擧げたことは左の如くである

一、日本國は國民政府が中華民國の首都たることを承認する

二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

四十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

五十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

六十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

七十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

八十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

九十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百二十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百三十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百四十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百五十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百六十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百七十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百八十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

百九十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百二十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百三十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百四十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百五十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百六十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百七十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百八十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

二百九十九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百五、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百六、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百七、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百八、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百九、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百十、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百十一、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百十二、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百十三、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の意思を尊重する

三百十四、日本國は國民政府と中華民國との間に存在する一切の條約關係の處理に關する國民政府の

多大の功績殘し榮轉

南方基地の本分生かせ

樋口參謀長離任の言葉

教學の振興に挺身

本島皇化に一身捧ぐ

第廿四回　全島教育功勞者表彰式

伊藤海軍少將離臺

全島婦人常會

日婦本部一週年

敵二機も逃さじ

海軍の戰果に感激

決戰下食糧增産に挺身

新穀感謝の國民行事

全國一齊に多彩な催し

地方別に錬成實施

日婦、本部錬成會廢止

一尖、必殺の闘魂

陸軍諸隊　劍術競技會　第三部隊營庭に展ぐ

〝健民强兵育成へ〟

挺身的活躍望む

長谷川總督　教育方針明示

學校職員錬成

大會

癆瘡未開と闘ふ神兵

戰務の餘暇に野菜つくり

神秘境ニューギニア戰線

海の戰士表彰

海務院で殊勳者表彰式

密雲、病魔と闘ふ

ニューギニアの山地に

空壘は出來しだしどしは

止廢に的面全制クンリ

農學へ農學!!

農村、都會の勞青少年諸君に

三瀦巴隱結核（ピンチかく）

弱い方には「療養專門醫」が好適です！

後二國志

(241)

（出師の巻）

吉川英治作

矢野岡村畫

印度國民軍
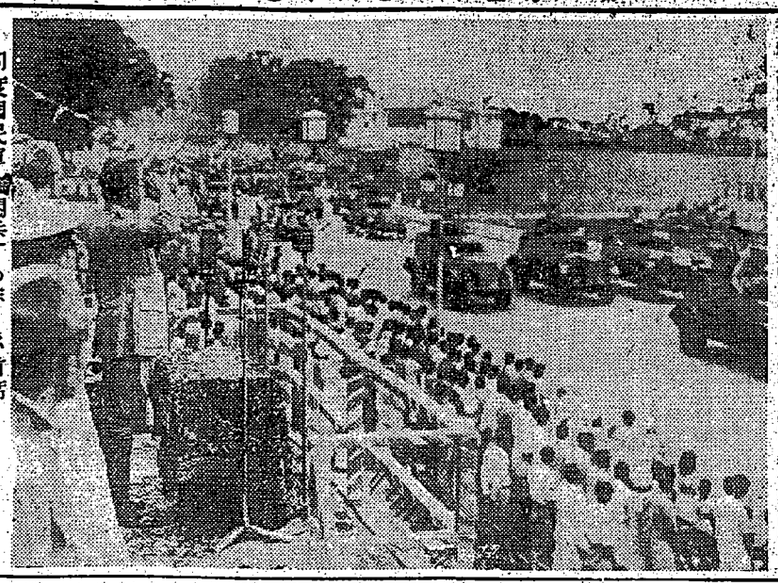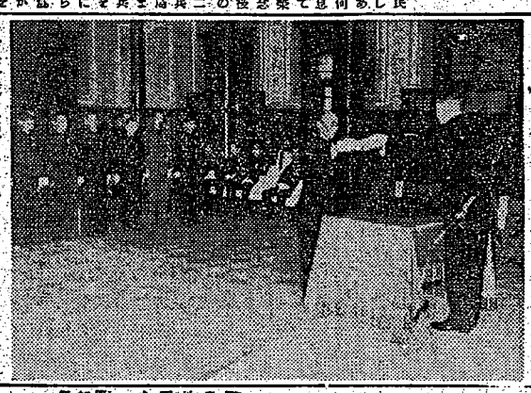
閲兵するボース首席